

# 市立保育所の整備及び民営化計画

平成 17 年 11 月

千 歳 市

## - 目 次 -

1	計画の基本的な考え方	
【 1 - 1 】	計画策定の趣旨	1
【 1 - 2 】	計画の位置付けと計画期間	1
2	世帯・人口等に関する市の特色	
【 2 - 1 】	全道一若いまち	2
【 2 - 2 】	転入転出率が高いまち	3
【 2 - 3 】	核家族が多いまち	3
【 2 - 4 】	女性の就業率が低いまち	4
3	保育所の現状と課題	
【 3 - 1 】	保育ニーズの増加	5
【 3 - 2 】	保育ニーズの多様化	8
【 3 - 3 】	地域の子育て支援	9
【 3 - 4 】	老朽化施設の整備	1 0
【 3 - 5 】	保育所運営経費等の増大	1 1
【 3 - 6 】	認可保育所に求められるもの	1 1

## 4 課題解決に向けた保育所としての役割と取組み

【 4 - 1 】 市立保育所の意義	1 2
【 4 - 2 】 市立保育所の特色	1 4
【 4 - 3 】 市立保育所における子育て支援策の展開	1 4
【 4 - 4 】 市立保育所における特別保育事業の拡充	1 5
【 4 - 5 】 市立保育所における老朽施設の改善と一部民営化	1 6
ア 現況からの考察 - 規模	1 7
イ 現況からの考察 - 場所	1 9
ウ 現況からの考察 - 用地	2 1
エ 現況からの考察 - 時期	2 5
オ 現況からの考察 - 経費	2 8
カ 現況からの考察 - 体制	3 0
【 4 - 6 】 市立認可外保育所（へき地保育所）	3 2
【 4 - 7 】 市立保育所民営化の効果	3 3
【 4 - 8 】 市立保育所の民営化方法	3 3
ア 民営化を行う保育所の選定	3 3
イ 民営化の手法	3 4
ウ 民間運営主体の選定	3 5
エ 円滑な民営化	3 6

## 5 計画の推進にむけて

【 5 - 1 】 市立保育所の民営化	3 6
【 5 - 2 】 市立保育所の活性化	3 7
【 5 - 3 】 情報提供体制の充実、第三者評価の導入	3 7

# 1 計画の基本的な考え方

## 【1 - 1】計画策定の趣旨

新たな世紀を迎えた日本の社会経済情勢は、急速な少子・高齢化の進行や、ライフスタイルの多様化、経済の低成長など大きく変化してきており、この潮流の中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境づくりが求められています。

特に、認可保育所は、増大、多様化する保育ニーズへの対応と子育て支援策を推進する中核的な担い手として期待されており、本市においても、子どもたちが元気でいきいきと成長し、子どもを持ちたいと思う人が、安心して生み育てられる環境づくりを進めるため「千歳市子育て支援計画」を策定し、この計画の中で保育所に関わる様々な施策を定めています。

市民に期待される保育所の役割を担いながら、子育て支援計画が目指す子育て支援策を進め、より良い保育環境を築いていくためには、人的資源や財源等の一層の有効活用が必要であり、このことから、平成 16 年 3 月、既存の市立保育所 4 カ所のうち 2 カ所の民営化方針が決定されました。

本計画は、この民営化方針に基づき、今後における様々な市民ニーズに 대응していくために、市立保育所のあり方及び運営等の見直しを図るとともに、存続する市立保育所の整備及び民営化の内容等について考察し、その手順を明らかにすることを目的に策定しています。

## 【1 - 2】計画の位置付けと計画期間

### ア 計画の位置付け

本計画は、第 3 次行政改革実施計画において保留となっていた「保育事業の民営化」について、平成 16 年 3 月 1 日開催の第 3 回行政改革推進本部会議を経て、行政改革事案として民営化に取り組むことを決定し、平成 16 年 11 月策定の第 4 次行政改革実施計画に位置づけされた市立保育所 2 カ所の民営化と存続する市立保育所の整備等に関する計画として策定するものであり、本計画の推進により子育て支援策の一層の充実を目指すものです。

なお、本計画の期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていきます。

## イ 計画期間

本計画の期間は、「千歳市保育所民営化検討専門部会報告書」による試案を参考に、民営化及び市立保育所整備等に関わる要件を勘案し、平成17年度から平成23年度までの7か年を期間として策定しています。

但し、この期間については、民営化に伴う移管先法人選定の推移や市立保育所整備の進捗状況、補助採択状況等により短縮あるいは延伸等も考えられます。

## 2 世帯・人口等に関する市の特色

計画の策定にあたっては、当市のまちとしての特色について十分な配慮が必要となります。

当市における子育てに関係の深い特色としては、特に次の4つが重要であると考えます。

### 【2-1】全道一の若いまち

特色の第1は、全道一の若いまちで、若い世代の子育て家庭が多いと考えられることです。

平成12年の国勢調査に基づく5歳刻み人口の構成比率では、「0～4歳」「5～9歳」及び「25～29歳」「30～34歳」「35～39歳」において1位の比率であり、また、50歳代以降90歳代までは34位と、道内市部で最下位となっています。（図表2-1）

（図表2-1）

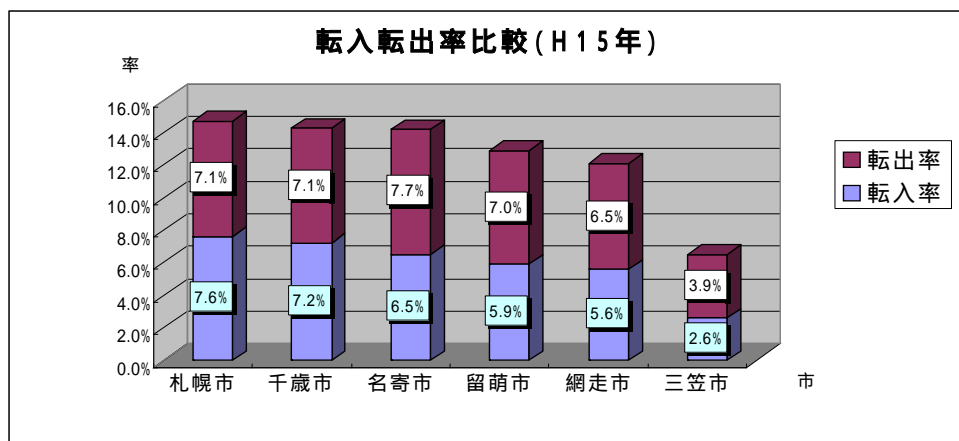
順位	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳
1	千歳	千歳	北広島	江別	江別	千歳	千歳	千歳	江別	石狩	石狩	夕張	夕張	夕張	夕張	歌志内	三笠	三笠	深川	深川
2	帯広	恵庭	江別	北広島	千歳	札幌	札幌	帯広	帯広	苫小牧	登別	赤平	三笠	三笠	三笠	三笠	歌志内	歌志内	土別	歌志内
7	北見	帯広	帯広	千歳	石狩	北見	留萌	恵庭	網走	根室	留萌	芦別	伊達	砂川	深川	深川	美唄	美唄	夕張	小樽
8	留萌	苫小牧	稚内	苫小牧	室蘭	釧路	稚内	苫小牧	札幌	登別	苫小牧	深川	室蘭	美唄	土別	土別	土別	土別	芦別	名寄
9	根室	北見	富良野	函館	北広島	稚内	富良野	富良野	根室	江別	釧路	留萌	砂川	小樽	砂川	小樽	砂川	富良野	滝川	土別
10	滝川	石狩	千歳	岩見沢	帯広	旭川	釧路	網走	北見	旭川	稚内	土別	登別	伊達	小樽	砂川	小樽	名寄	小樽	滝川
11	網走	網走	岩見沢	名寄	苫小牧	名寄	北見	根室	釧路	網走	旭川	小樽	根室	土別	伊達	伊達	伊達	小樽	伊達	伊達
12	釧路	滝川	北見	網走	旭川	函館	旭川	紋別	千歳	岩見沢	函館	砂川	土別	室蘭	室蘭	富良野	富良野	砂川	名寄	函館
26	室蘭	深川	美唄	根室	砂川	砂川	伊達	室蘭	深川	千歳	紋別	苫小牧	帯広	網走	釧路	北見	石狩	網走	帯広	留萌
34	三笠	夕張	夕張	夕張	夕張	夕張	夕張	夕張	夕張	三笠	三笠	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳	千歳

## 【 2 - 2 】 転入転出率が高いまち

特色の第2は、転入転出率が高く、住み慣れていない環境のもとで子育てをしている家庭が多いと考えられることです。

平成15年1年間の転入者は6,539人、転出者は6,455人で、転入転出率にすると14.3%となり、全道の他市と比較しても高く、札幌市の14.7%に次いで、第2位となっています。（図表2-2）

(図表2-2)

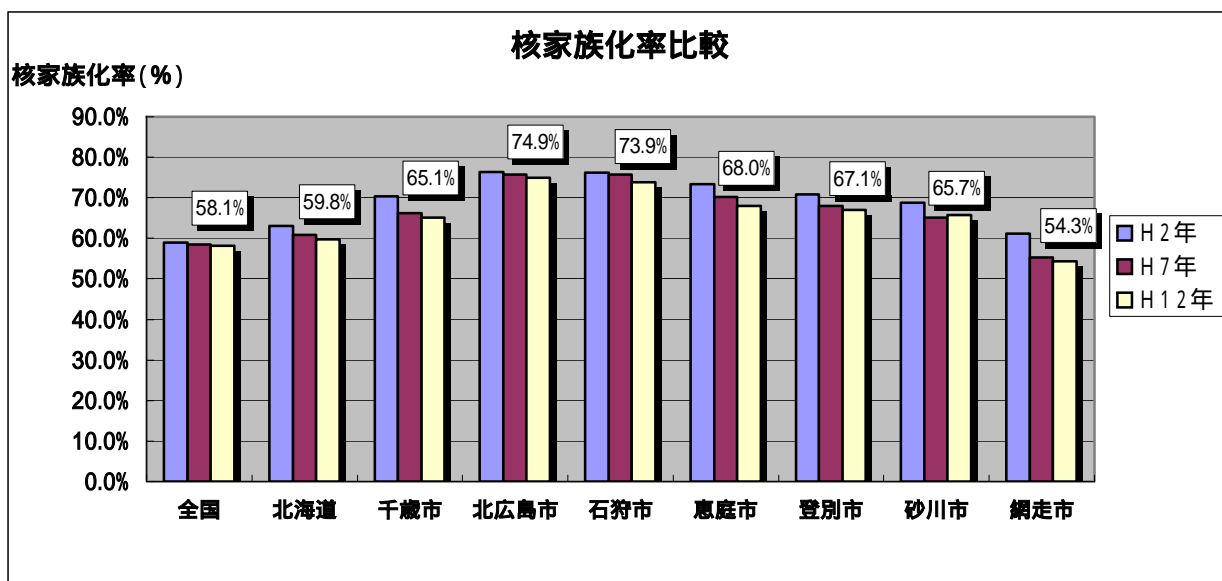


## 【 2 - 3 】 核家族が多いまち

特色の第3は、親族との同居が少なく、保護者だけの子育て家庭が多いと考えられることです。

平成12年の国勢調査によれば、夫婦とその未婚の子どもだけの核家族世帯の比率は、全国平均の58.1%や北海道平均の59.8%に対し、当市は65.1%と高く、全道各市の中で6位に位置しています。（図表2-3）

(図表2-3)

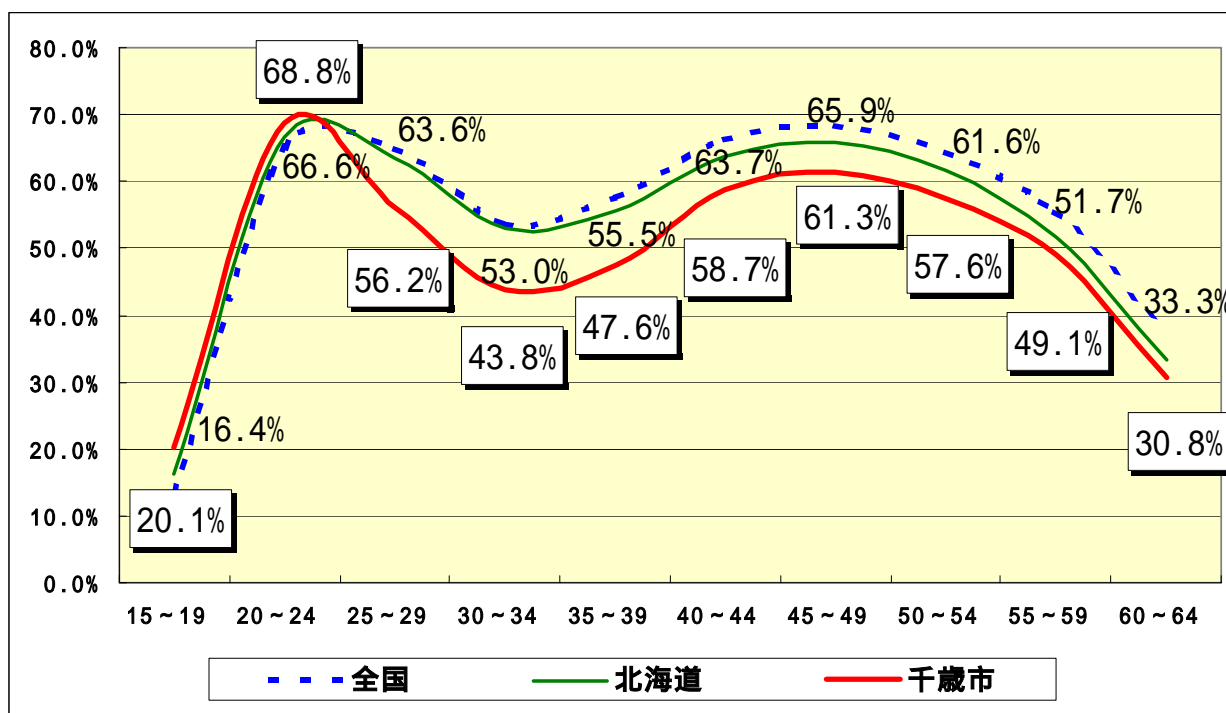


## 【 2 - 4 】 女性の就業率が低いまち

特色の第4は、女性の就業率が低く、専業主婦の子育て家庭が多いと考えられることです。

平成12年の国勢調査に基づく当市の女性の就業率は、「15～64歳」の生産年齢人口でみた場合、全道34市の中で28位と低く、特に比較的子育てに関わる人が多い「25歳～39歳」までの年齢人口では、全道の市の中で最も低い数値となっています。（図表2-4）

(図表2-4)



「囲み数値」・・・千歳市、 「囲みなしの数値」・・・全道平均

このような、4つの大きな特色から、当市においては、子育てをサポートする身内や友人が市内に居住していない共働き世帯や、専業主婦として子育てに奮闘しながら地域で孤立しがちな若い世帯に対する支援策が重要な課題になるものと考えます。

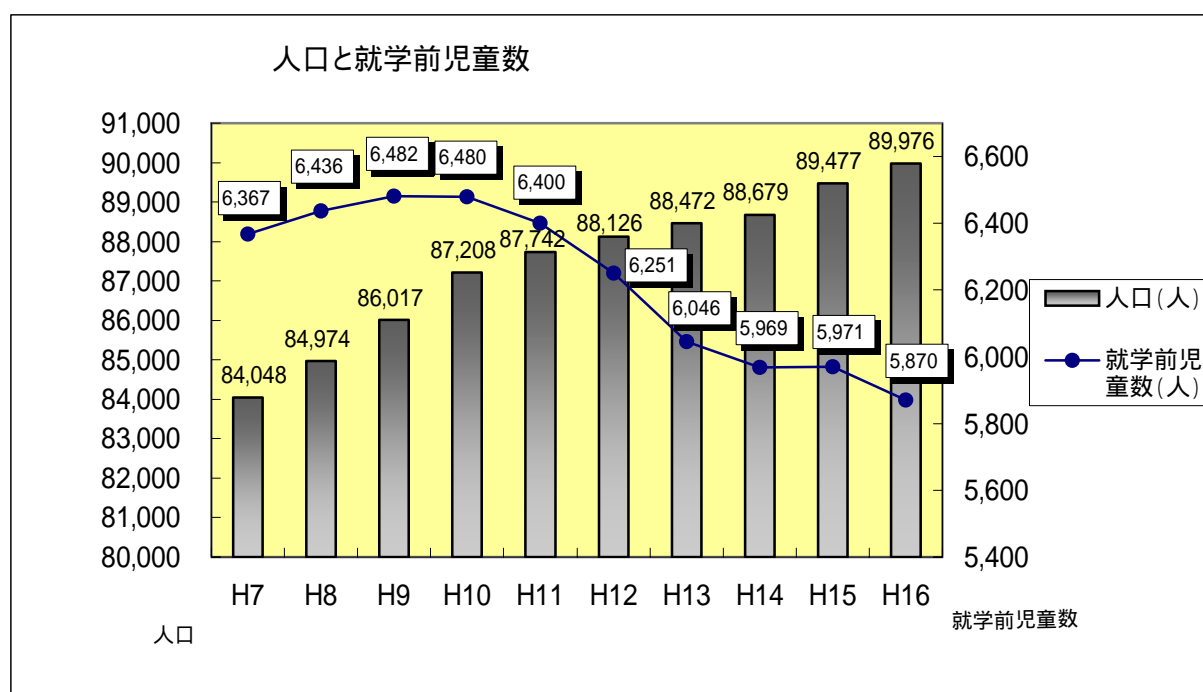
### 3 保育所の現状と課題

#### 【3 - 1】保育ニーズの増加

全国的に少子高齢化が進む中で、本市人口は堅調な伸びで推移し、平成 7 年 4 月の 84,048 人から平成 16 年 4 月の 89,976 人に至るまで、この間、5,928 人の増、年平均では 659 人の増加となっています。

就学前児童数（0～5 歳まで）についても増加傾向にありましたが、平成 9 年度をピークに、その後は年々減少しています。（図表 3 - 1）

（図表 3 - 1） 千歳市の人口と就学前児童数 各年 4 月 1 日現在

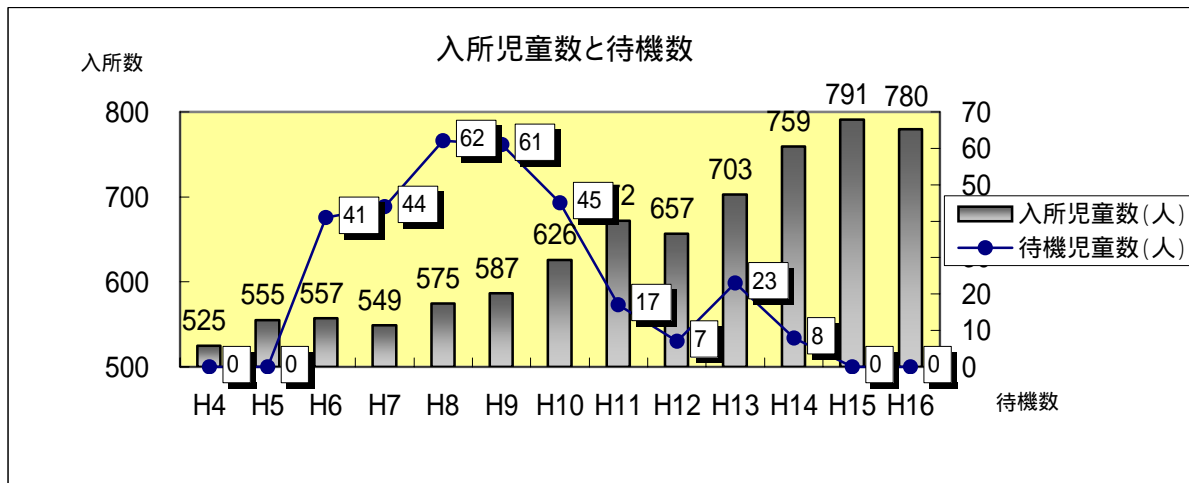


しかし、保育ニーズについては、共働き世帯の増加等により、平成 5 年頃から就学前児童の増加率を上回る急激な増大がみられるようになり、平成 8 年 4 月時点では待機児童数 62 人、ピーク時には 90 人を超える待機数となりました。

このニーズは、就学前児童数が減少に転じた平成 10 年度以降、現在においても増大傾向にあり、入所児童数が増加しています。（図表 3 - 2）

(図表 3 - 2)

各年 4 月 1 日現在



保育所の入所希望増加に対しては、平成 9 年 10 月、定員 60 人だった住吉保育園を増築して 90 人に拡大し、総定員数で 630 人としました。

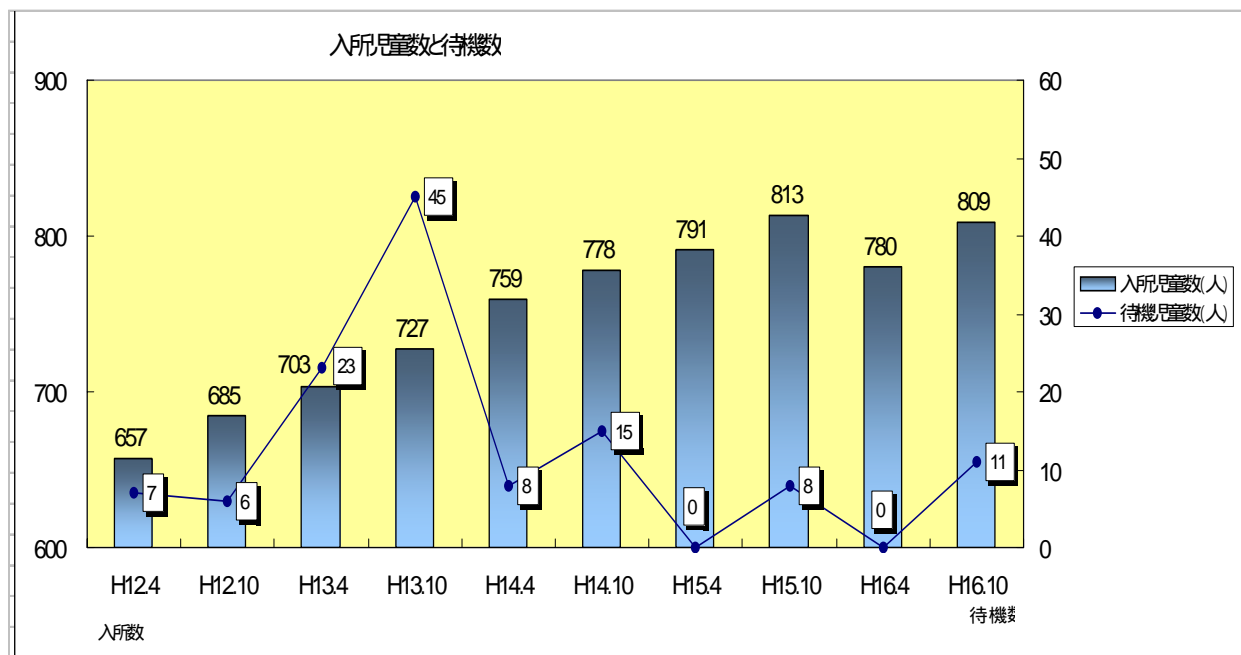
また、平成 11 年 4 月に定員 90 人のアリス保育園を新設、平成 13 年 4 月は、向陽台保育園増築による 15 人の定員増等を行い、平成 16 年 4 月現在の総定員は 735 人となっています。

このような、民間保育所の新設や増改築等による入所定員の拡大策を講じてきましたが、その後も保育ニーズの増加が続いたため、平成 13 年 11 月から定員超え入所も実施したところです。

しかしながら、依然として待機児童の解消には至らず、平成 16 年 10 月現在では 11 人の待機が生じています。

(図表 3 - 3)

(図表 3 - 3)



また、今後 10 年間に於ける保育ニーズの推計では、平成 18 年度まで増加傾向で推移し、その後は、少子化の影響等が強く出て、極めて緩やかに減少することが見込まれています。

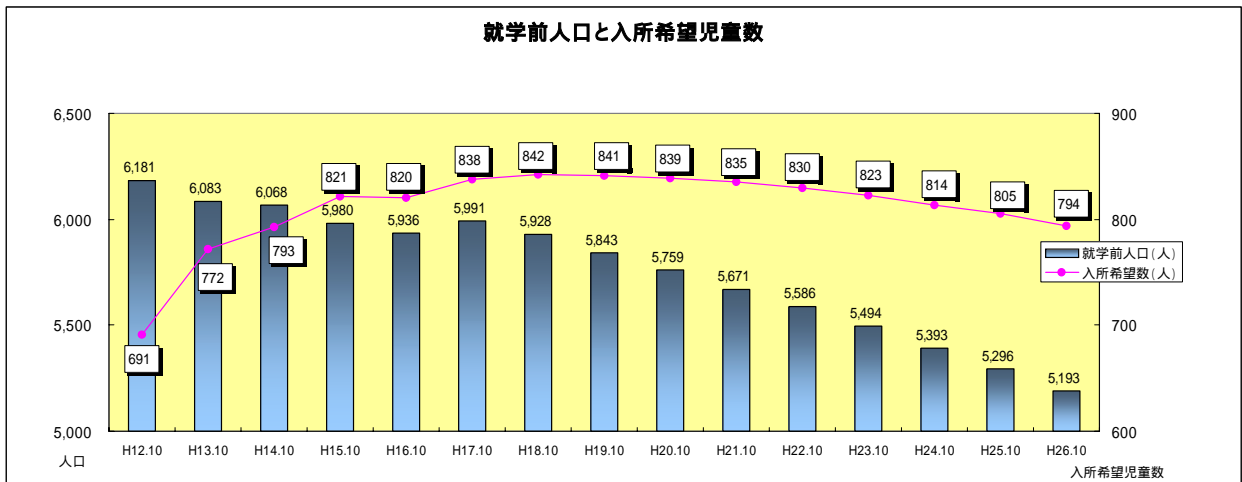
当該 10 年間の平均入所希望数は約 826 人と推計され、最後の平成 26 年度においても H16 年 4 月時点の総定員 735 人を大きく超える 794 人の入所希望が見込まれています。（図表 3 - 4）

さらに、現在、0 歳から 1 歳児の枠で保育所を補完している家庭内保育室の入所状況は、ここ数年における出生数の変動にあまり影響されることなく、53 人から 70 人の利用希望があり平均では 62 人です。（図表 3 - 4）

今後は、経費効率を高める視点からも、この 60 人規模の受け皿として認可保育所の拡充が求められており、よって認可保育所の総定員規模として 850 人程度は必要と考えます。

このようなことから、待機児童の解消に向けた保育所の新設など、保育所受入れ枠の拡大等による子育て支援策が必要な状況になっています。

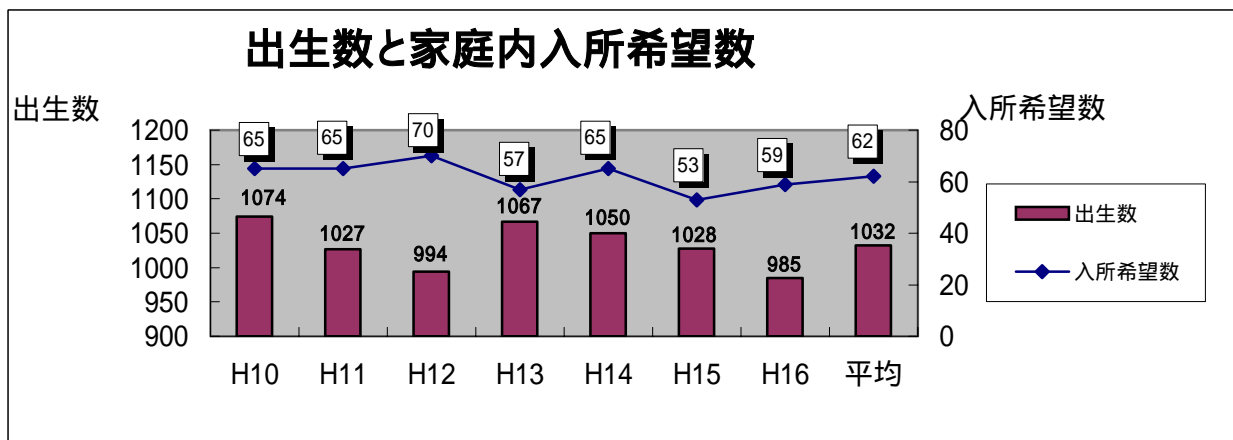
(図表 3 - 4)



各歳別の人口比率を算出しての推計 入所数が多くなる各年 10 月で比較

(図表 3 - 4)

各年 12 月実績



入所希望数は入所数と待機数の和

### 【3 - 2】保育ニーズの多様化

これまで保育所は、子育てと仕事の両立支援を中心にサービス提供を行ってききましたが、女性の社会進出及び就労制限緩和などから就労形態の多様化が進み、通常の開所時間や保育内容ではニーズに応えられなくなりました。

このため、当市の子育て支援策では、子どもが家庭で過ごす保護者とのふれあいを大切にしながらも、延長保育、一時的保育、乳児保育、障害児保育など、サービスの拡充を図ることで、充実した保育環境による児童の健全育成と、育児負担のかけりがちな女性の社会進出等の支援を進めてきました。

しかしながら、今後も、地域の子育て支援の拡充を含む保育ニーズの一層の多様化が見込まれており、適切な保育環境の確保等を図るためには、それらに応える子育て支援の体制と機能が求められております。(図表3 - 5)

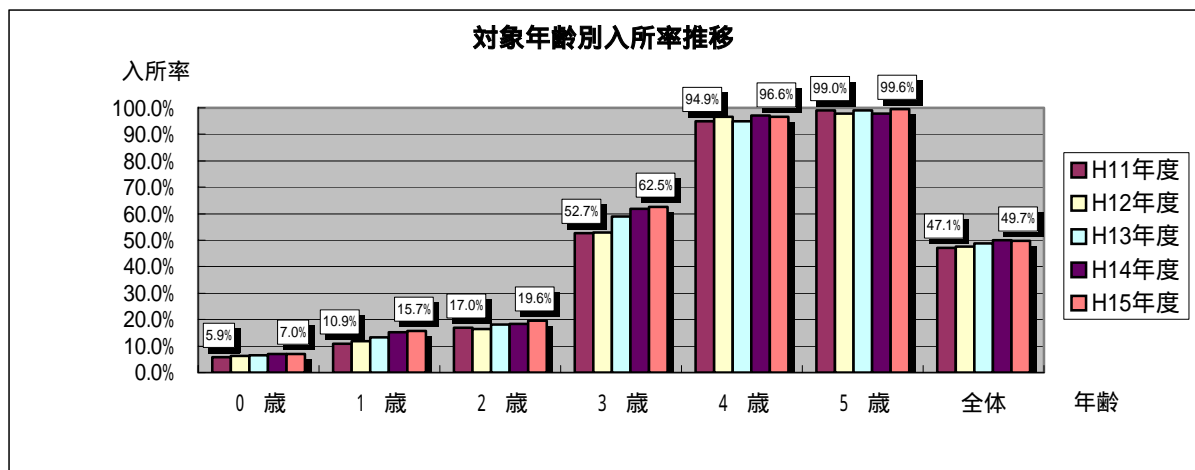
(図表3 - 5) 保育施設の年齢別入所数と率の推移

各年11月1日現在

年度及び施設		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	全体	定員	待機
H 13	認可保育所	10	105	145	156	163	157	736	735	47
	認可外保育所	54	25	42	33	28	28	210	373	5
	幼稚園				426	775	806	2,007	2,220	
	計	64	130	187	615	966	991	2,953	3,328	52
	対象年齢人口率	6.6%	13.3%	18.2%	58.9%	94.9%	99.1%	48.8%		
	年齢人口	976	981	1,027	1,044	1,018	1,000	6,046		
H 14	認可保育所	16	109	135	175	183	162	780	735	20
	認可外保育所	52	39	40	34	33	20	218	373	3
	幼稚園				416	765	812	1,993	2,220	
	計	68	148	175	625	981	994	2,991	3,328	23
	対象年齢人口率	6.7%	15.2%	18.4%	61.9%	97.2%	97.9%	50.1%		
	年齢人口	1,015	971	950	1,009	1,009	1,015	5,969		
H 15	認可保育所	18	123	140	164	181	187	813	735	3
	認可外保育所	54	39	51	39	29	28	240	413	1
	幼稚園				391	758	765	1,914	2,220	
	計	72	162	191	594	968	980	2,967	3,368	4
	対象年齢人口率	7.0%	15.7%	19.6%	62.5%	96.6%	99.6%	49.7%		
	年齢人口	1,027	1,033	974	951	1,002	984	5,971		

施設内訳 認可保育所：8カ所 幼稚園：10カ所  
認可外保育所：家庭内(7)・事業所内(3)・へき地(6)・その他(3)

(図表3 - 6)



数値は、H11年度とH15年度

近年は、特に、幼稚園で受け入れできない3歳未満の低年齢児に対する保育ニーズが増加しており、この年齢層に対する認可保育所を中心とした受け入れ枠の拡大が求められています。

### 【3-3】地域の子育て支援

児童とその家庭を取巻く環境は、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化などにより、家庭・地域での育児機能が低下するとともに、児童が他の子どもたちと接する場が限られ、社会性などの学習機会が減少する傾向にあります。

また、保護者も身近な相談相手がいないなど、子育てに対する不安やストレスが解消されにくい状況にあり、児童の心身の発育に大きな障害となる児童虐待、育児ノイローゼ等の増加もみられ、育児相談、育児情報の提供、親子が気軽に集える場の提供等の対応が必要となっています。

このことについては、先に実施した市民アンケート調査からも裏付けされるところであり、「子育ての悩み」に関し、「叱りすぎ」と回答する未就労の母親と就労の母親に若干の差が表れたほか、「相談相手がいない」「サービス内容がわからない」と回答する未就労の母親の割合の高さが特徴としてあげられます。なお、調査項目「子育ての楽しみ」に関しては、母親の就労、未就労等の状況による差はほとんどありませんでした。（図表3-7）

(図表3-7)

#### 就学前児童の保護者調査

母親の状況	件数
休業・未就労	592人
就労中	211人
計	803人

楽しみ	順位	子どもの成長	順位	かわいいと感じる	順位	かけがえのない存在	順位	子どもとのコミュニケーション	順位	子どもと一緒に外出
休業・未就労	1位	95.6%	2位	89.0%	3位	68.6%	4位	66.6%	5位	54.7%
就労中	1位	91.5%	2位	85.8%	3位	70.6%	4位	60.7%	5位	55.5%

悩み	順位	事件・犯罪の増加	順位	経済的負担	順位	子どもを叱りすぎ	順位	やりたいことができない	順位	病気・発育に関すること
休業・未就労	1位	64.7%	2位	43.1%	3位	36.3%	4位	34.3%	5位	29.6%
就労中	1位	65.9%	2位	46.4%	4位	34.1%	3位	34.6%	6位	27.7%

悩み比率で差が大きいもの	順位 倍率	子どもとの時間を十分とれない	順位 倍率	親族、近隣、職場の目が気になる	順位 倍率	パートナーと子育ての意見が合わない	順位 倍率	話し相手、相談相手がいない	順位 倍率	サービス内容、利用方法等がわからない
休業・未就労	1位	5.1%	2位	5.2%	3位	5.6%	4位	8.4%	5位	19.4%
就労中	6.7倍	34.1%	1.6倍	8.1%	1.5倍	8.5%	1.5倍	5.7%	1.5倍	13.3%

千歳市子育て支援計画策定のためのアンケート調査結果報告書（H16.3）から

さらに、前出の「図表3-5」のとおり、平成15年度では、就学前全児童の50.3%、3歳未満児の86.0%は、保育所や幼稚園等に入所していない在宅児童であることなど、保育所には「入所の乳幼児を養育する」という目的だけでなく在宅児童を含む家庭や地域への子育て支援が望まれています。

### 【3-4】老朽施設の整備

当市の市立保育所は、千歳保育所が昭和29年に開設して以来、30年代から40年代前半に建設され、その後、改築されてはいますが、4カ所のいずれもが築後30年程度経過しています。

このため、毎年、部分補修を繰り返しており、適切な保育環境を提供するためには改築等の抜本的な改善策が必要な状況となっています。

(図表3-8)

(図表3-8) 認可保育所における施設等の状況 H16年4月1日現在

区 分	開 設	施 設 概 要							
		増改築 年 度	経過年 数	敷地面積 (㎡)	児童1人 当(㎡)	建物延床 面積(㎡)	児童1人 当(㎡)	保育室 数	定員
千歳保育所	S29.5	S47改	32	2,479.2	20.7	601.4	5.0	7	120
真々地保育所	S33.4	S46改	33	1,207.5	20.1	350.5	5.8	4	60
未広保育所	S40.1	S51改	28	2,408.0	26.8	498.2	5.5	5	90
北栄保育所	S44.1	S49増	30・35	2,465.0	20.5	820.5	6.8	8	120
<b>市立保育所計</b>			<b>30.8</b>	<b>8,559.7</b>	<b>22.0</b>	<b>2,270.6</b>	<b>5.8</b>	<b>24</b>	<b>390</b>
住吉保育園	S49.12	S62改	17	1,995.4	22.2	650.0	7.2	5	90
北斗保育園	S56.3		23	3,301.0	36.7	761.6	8.5	5	90
向陽台保育園	S59.3	H13増	20・3	3,661.1	48.8	613.8	8.2	6	75
アリス保育園	H11.4		5	3,340.0	37.1	830.0	9.2	5	90
<b>民間保育園計</b>			<b>16.3</b>	<b>12,297.5</b>	<b>35.6</b>	<b>2,855.4</b>	<b>8.3</b>	<b>21</b>	<b>345</b>
<b>合計(平均)</b>				<b>20,857.2</b>	<b>(28.4)</b>	<b>5,126.0</b>	<b>(7.0)</b>	<b>45</b>	<b>735</b>

保育所(園)の建物構造はすべて鉄筋コンクリート造平屋建である。

また、市立保育所では、建設当時、専用室を必要とする乳児保育や一時的保育等の実施を想定していなかったため、これらの保育施策の拡充を図るには現状の施設では難しく保育事業の推進に支障をきたしています。

特に、親子が気軽に集える場の提供や、育児サークル、育児ボランティア支援など、今後の保育サービスの重要な柱となる地域子育て支援事業の推進を図るためには施設の改築等が不可欠な状況となっています。

### 【 3 - 5 】 保育所運営経費等の増大

平成 11 年度決算の一般会計歳出額は約 346 億 2 千万円、保育の実施に要する経費（市立保育所及び民間保育所等の運営経費額）は約 6 億 1 千 4 百万円であり、一般会計に占める割合は 1.77%でしたが、入所児童の増大、多様化する保育ニーズに対応するための特別保育事業の拡充、施設改修などにより、平成 15 年度決算の一般会計約 346 億 5 千万円に対し、保育所等運営経費は約 6 億 8 千 6 百万円で、一般会計の 1.98%を占めています。

11 年度決算と 15 年度決算を比較しますと、一般会計の増加がほとんどない中で、保育所等運営経費は約 12%の増加となっています。

今後も、入所児童数の増加及び特別保育の拡充による運営経費の増加、施設改修に要する経費の増加などが見込まれます。（図表 3 - 9）

（図表 3 - 9） 入所児童数と一般会計及び保育所等運営経費の推移

	11年度	13年度	15年度
入所児童数(人)	8,263	8,676 (105.00%)	9,665 (116.97%)
一般会計決算額 (百万円)	34,620.4	35,044.2 (101.22%)	34,649.0 (100.08%)
保育所運営等経費 決算額 (百万円)	614.3	647.8 (105.45%)	686.1 (111.69%)
対一般会計 構成比	1.77%	1.85% (104.52%)	1.98% (111.86%)

\* ( )内の%は、対 11 年度比

\* 「保育所等運営経費」 = 「保育所費」 + 「児童福祉総務費のうち家庭内及び事業所内保育の経費」

### 【 3 - 6 】 認可保育所に求められるもの

市は児童福祉法第 24 条の規程により、保育に欠ける子どもの保育を指針に基づき保育所で行う実施責任があります。

このため、特に、待機児童解消の取組みが重要となっており、増大する低年齢児の保育ニーズに対する受け皿拡大が急務の状況です。

さらに、延長保育の拡大や障害児枠の拡大及び休日保育等の新たな保育サービスの拡充とともに、今後、増大が見込まれる地域における子育て支援では、これまで培った保育ノウハウや人材等を活用し地域の拠点的な役割を果たすことが期待されています。

## 4 課題解決に向けた保育所としての役割と取組み

少子・高齢化社会が進む中で、次代を担う子どもたちの健やかな成長と子育て支援の充実を目指し、「待機児童の解消」、「特別保育の拡充」、「地域子育て支援の拡充」、「老朽施設の改善整備」など、増大、多様化する保育ニーズに対応する保育所としての役割が大きくなっています。

一方、経済の低成長時代への移行による財源等の制約から、これら課題に対応する保育事業の拡充等が難しく、様々な保育ニーズに応える保育所の役割を果たすためには、より一層の工夫が求められています。

このような課題解決や保育所の役割を担っていくためには、限られた資源をより柔軟で効果的に運用することが必要であり、このことから、運営経費を多く要する市立保育所の一部民営化方針が決定されたところです。

次の項からは、今後における保育所の役割を踏まえ、市立保育所としての意義や必要な取組についてあらためて検証するとともに、存続する市立保育所の整備計画と民営化計画について具体的に考えを進めていきます。

### 【4 - 1】市立保育所の意義

「千歳市保育所民営化検討専門部会報告書」にあるとおり、市立保育所は、これまでの約半世紀にわたる歴史の中で、行政としての責任のもと、その時々における市民の保育ニーズに応え、リーダーシップを執り、保育内容やサービスの向上に努めてきました。

一方、急速に少子化が進行し、家庭や地域の養育力が低下する中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりが求められ、待機児童の解消をはじめとする各種少子化対策の推進が重要な課題となっています。

保育所は、これらの課題解決に向けた多様な保育サービスを提供する中核機関として期待されていますが、保育所の設置及び運営等に関する規制緩和が進む中で、今、あらためて、保育の質の確保が問われています。

市立保育所は、このような、保育を担う主体の変革期にあって、これまでのリーダーシップとは異なり、次のような視点から、公立としての存在意義が増してくるものと考えています。

#### ア 先導的取り組みを進める保育

保育所の設置主体が多様化する中で保育内容・質において一定水準を保ち子どもの最善の利益を尊重した保育が必要とされています。

これから迎える福祉の市場化の中で、市立保育所は公設としての信頼に応えながら、先導的取り組みを進める保育を実践していきます。

#### イ 公平性を進める保育

福祉に関する概念が改革の名の下に変化する中で、経営という視点から障害児をはじめ手厚い支援を必要とする児童が保育サービスを利用しづらくなることも想定されるところであり、保育環境が成熟するまでは、福祉本来の理念を見失うことなく、保育を必要とする児童がひとしく保育を受けることができるよう公平性を進める観点から市立保育所の役割が求められます。

#### ウ 豊かな経験に基づく保育

育児不安を抱える親が増加し、痛ましい虐待の中で親子がともに苦しんでいる事例も増えています。

このような親に対し、子育ての楽しさや子どもを心豊かに育てること等の支援は、保育所が長年培ってきたノウハウと経験豊かな職員の力量を必要としており、市立保育所は、人材を含めこの点に優位な資源を有しています。

#### エ ネットワークを活用する保育

虐待等の問題が発生したときやその可能性がある場合など、一施設だけでの対応は困難です。また、虐待に限らず援助が必要な子どもや親に対し、保育所、保健センター、通園センター、福祉事務所等、公的機関が連携を取り早期発見、早期対応をする体制が必要であり、その連携体制と相互協力があってこそ子どもの安全が保障され、市民の期待にも応えることができます。

このような体制は、公的機関同士でなければ容易には築けず、少なくとも現況においては、市立保育所が各種公的機関とのネットワークを十分に活用できる状況にあります。

このような視点を踏まえ、市立としての保育を実践する受け皿を確保することで、民間が引き受けづらい保育ニーズへの対応や、市立も民間も競争原理の中で切磋琢磨することで、保育の向上を目指す体制が確立され、本市保育の質の向上も可能になると考えます。

## 【 4 - 2 】市立保育所の特色

市立保育所は、児童福祉法の精神と保育指針の理念を基に、それぞれ保育計画を策定し、統一的な保育観をもって取り組んでいます。

また、豊かな保育経験と実践で積み上げた育児ノウハウを有する人材が多数確保されていることや、保育所・こども通園センター・児童館等の職場における定期的な人事異動により、視野を広げ保育内容が深められるなど人材育成の成果も得られています。

特に、こども通園センターと保育所とは、保育士職員にとって一体的な職場となっており、異動により障害児保育への理解や技術が深まるとともに、連携がとれやすくなっています。

市立の保育所間、あるいは職員間の横のつながりがあることから、効率性を重視しつつも、政策的な事業について一丸となりタイムリーに取り組める素地があります。

さらに、市立の施設として、地域の各種関係機関との連携も取りやすく、比較的密接なネットワークを形成していることも特色と考えます。

## 【 4 - 3 】市立保育所における子育て支援策の展開

これからの保育所の役割は「保育に欠ける子の保育」プラス「地域子育て支援」が重要となります。

保育の実施責任を果たす上からも、市は、保育の質の確保及び向上に努めるとともに、市立保育所の特色を生かし、地域の共通の財産である保育所施設や育児ノウハウ等をより多くの市民へ提供していかなければなりません。

### < 推進施策 >

児童虐待防止のための保育相談等の支援

母子保健事業との連携による保護者への助言指導

アレルギー、感染症対策などの情報収集や、民間保育所、保護者への情報提供及び関係機関への協力

子育て支援事業に関する行政機関情報、各種イベント情報等の収集及び地域保護者への提供

出前講座実施や地域育児サークル等への活動支援

保育所施設の地域開放と来所保護者への助言や、児童、保護者の交流促進、育児不安解消等

中・高生の保育体験や保育自習生の受け入れなど、人材育成の促進

認可外保育所への助言等による保育環境の向上促進

#### 【 4 - 4 】市立保育所における特別保育事業の拡充

前出の「図表 3 - 4」のとおり、今後 10 年間に於いて就学前児童人口の減少が見込まれるものの、保育所入所ニーズは、現況とほとんど差のない予測となっており、このことは、特別保育事業のニーズ見込みに関しても同様に当てはまるものと考えます。

当市では、通常保育における開所及び閉所時間は全ての認可保育所が同一であり、また、特別保育のうち延長保育と障害児保育については、全認可保育所で実施していますが、保育内容の拡充や実施保育所の拡大等を要する状況となっています。（図表 4 - 1）

（図表 4 - 1）特別保育の実施状況等

H16 年 4 月 1 日現在

	名称	定員	入 所 児 童 数				特別保育等の状況				
			0歳	1~2歳	3歳~	計	乳児	延長	障害	一時	支援センター
市立	千歳保育所	120		39	72	111					
	真々地保育所	60		26	43	69					
	末広保育所	90		30	67	97					
	北栄保育所	120		37	87	124					
4	小 計	390		132	269	401		4	4	1	
民間	住吉保育園	90		26	77	103					
	北斗保育園	90	5	30	61	96					
	向陽台保育園	75	4	27	48	79					
	アリス保育園	90	6	29	66	101					
4	小 計	345	15	112	252	379	3	4	4		1
8	合 計	735	15	244	521	780	3	8	8	1	1

#### < 推進施策 >

##### 乳児保育の拡充

乳児保育については、主に施設の制約から市立では実施できない状況にあり、現在は、市の単独補助により認可外の家庭内保育室で補完しています。

しかし、経費効率の面で劣ることなどから、市立保育所での受け入れを推進します。

##### 子育て支援センター事業の拡充

子育て支援センター事業については、主に施設の制約から市立では実施していませんが、ニーズが高く、関係機関との連携がとれやすい市立での増設を推進します。

##### 障害児保育の拡充

障害児保育については、近年、障害の重度化に加え、ADHD（注意欠陥

多動性障害)やLD(学習障害)などの対象児童が増加傾向にあり、より専門的な関わりが求められています。

このようなことから、市立保育所での受け入れが増加していますが、それでも待機は生じており、重度障害児の受け入れとともに、市立保育所での受け入れ枠拡大を推進します。(図表4-2)

(図表4-2) 障害児保育の入所状況等

H16年4月1日

	施設名	平成13年度				計	平成14年度				計	平成15年度				計	平成16年度				計
		定員	重度	中度	軽度		定員	重度	中度	軽度		定員	重度	中度	軽度		定員	重度	中度	軽度	
市立	千歳	6		1	3	4	6		2	3	5	6	1	2	2	5	6	1	2	1	4
	真々地	3			2	2	3	1		1	2	3	1		1	2	3	1		1	2
	末広	3		2		2	3		2	2	6	1	2	1	4	6	1		2		3
	北栄	6		2	3	5	6		2	3	5	6		3	3	6	6	1	1	3	5
	小計1	18		5	8	13	18	1	6	7	14	21	3	7	7	17	21	4	5	5	14
	定員換算		0.0	7.5	8.0	15.5		3.0	9.0	7.0	19.0		9.0	10.5	7.0	26.5		12.0	7.5	5.0	24.5
	換算比%	60.0			64.6	60.0				61.3	63.6				70.7	63.6				71.0	
民間	住吉	3		1	1	2	3		1	1	2	3		1	1	2	3			2	2
	北斗	3			1	1	3		1	1	2	3		2		2	3			1	1
	向陽台	3			2	2	3			3	3	3		1	1	2	3				3
	アリス	3	1			1	3	1		1	2	3		2		2	3			1	1
	小計2	12	1	1	4	6	12	1	2	6	9	12	0	6	2	8	12	0	4	4	8
	定員換算		3.0	1.5	4.0	8.5		3.0	3.0	6.0	12.0		0.0	9.0	2.0	11.0		0.0	6.0	4.0	10.0
	換算比%	40.0			35.4	40.0				38.7	36.4				29.3					29.0	
計	合計	30	1	6	12	19	2	8	13	23		3	13	9	25		4	9	9	22	
	定員換算		3.0	9.0	12.0	24.0		6.0	12.0	13.0	31.0		9.0	19.5	9.0	37.5		12.0	13.5	9.0	34.5
待機	待機数		2	1		3		1	2	3				1	1	2		2	1	2	5
	定員換算		6.0	1.5		7.5		3.0	3.0	6.0			1.5	1.0	2.5		6.0	1.5	2.0	9.5	

「定員換算」・・・軽度1倍、中度1.5倍、重度3倍

#### 休日保育、夜間保育等への対応

就労形態の多様化が進み、通常の開所時間や保育内容ではニーズに応えられなくなっており、休日保育や夜間保育に対する認可保育所での対応が課題となっています。

このため、現況の民間保育資源を含め効果的な受け皿について具体的な検討を進めます。

#### 【4-5】市立保育所における老朽施設の改善と一部民営化

「千歳市保育所民営化検討専門部会報告書」にあるとおり、市立保育所の施設整備は、待機児童の解消をはじめとする保育ニーズへの対応のみならず、民営化計画そのものに深く関わっています。

また、本市における市立保育所の民営化は、既存の市立保育所の運営のみを民間委託する公設民営ではなく、2カ所の市立保育所を廃止し、それに代わる受け皿として民設民営の保育所を整備するものとなります。

これらを踏まえ、次に、整備する保育所の規模、場所、用地、時期、経費等の検討を進めます。

ア 現況からの考察 - 規模 -

「千歳市保育所民営化検討専門部会報告書」では、存続する市立保育所は、今後必要となる多様な保育メニュー等を踏まえ、少なくとも定員 120 人規模以上の保育所を 2 カ所と想定しています。

この理由には、今後求められる保育メニューのほかに、当市における認可保育所の適正総定員枠も考慮しており、ちなみに、H15 年 4 月現在の就学前人口に対する保育所定員割合は、道内他市と比較した場合、34 市平均が約 21.8%、当市は約 12.3% で 33 位という状況でした。（図表 4 - 3）

(図表 4 - 3) 就学前人口に対する保育所定員率調査 H15 年 4 月 1 日

道内市就学前人口に対する保育所定員率推計

順位	市	0～5歳人口	公営		民営		合計		
			箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	定員率
1	夕張市	379			4	165	4	165	43.54%
2	深川市	1,019	3	165	6	210	9	375	36.80%
3	三笠市	335	2	105			2	105	31.34%
4	根室市	1,704	5	430	2	100	7	530	31.10%
5	砂川市	987	5	300			5	300	30.40%
6	函館市	12,651	12	820	32	2,685	44	3,505	27.71%
17	北広島市	2,937	4	400	3	165	7	565	19.24%
22	石狩市	2,775	3	195	4	300	7	495	17.84%
25	江別市	5,952	7	555	4	414	11	969	16.28%
26	苫小牧市	9,386	8	720	11	795	19	1,515	16.14%
28	札幌市	91,951	32	2,330	136	12,249	168	14,579	15.86%
33	千歳市	5,971	4	390	4	345	8	735	12.31%
34	恵庭市	3,801	5	435			5	435	11.44%

このようなことから、保育ニーズの増加とともに待機児童や定員超え入所の常態化が見られるようになり、これらの改善を図るため、H17 年 4 月、学校法人立の新たな認可保育所(定員 60 人)が開設しました。

これにより、認可保育所は全 9 カ所、総定員 795 人となり、H17 年 4 月現在における待機児童はなく、定員超え入所の保育所も H16 年度と比較し半減しています。

しかしながら、毎年、入所児童の少ない 4 月にあっても、本年は既に 802 人の入所を数え、特に、人員配置を多く要する 1～2 歳児の定員超えもある状況から、今年度においても待機児童の可能性は高まっています。

(図表 4 - 4)

(図表4 - 4) 認可保育所の入所と待機状況 (%は対定員割合) H17年4月1日現在

	名称	定員数				入所児童数			
		0歳	1～2歳	3歳～	計	0歳	1～2歳	3歳～	計
1	千歳保育所		36	84	120		29	81	110
							80.6%	96.4%	91.7%
2	真々地保育所		20	40	60		20	38	58
							100.0%	95.0%	96.7%
3	末広保育所		27	63	90		30	69	99
							111.1%	109.5%	110.0%
4	北栄保育所		36	84	120		32	83	115
							88.9%	98.8%	95.8%
小計1			119	271	390		111	271	382
							93.3%	100.0%	97.9%
1	住吉保育園	4	30	56	90	4	30	67	101
						100.0%	100.0%	119.6%	112.2%
2	北斗保育園	6	30	54	90	3	29	63	95
						50.0%	96.7%	116.7%	105.6%
3	向陽台保育園	6	26	43	75	2	26	44	72
						33.3%	100.0%	102.3%	96.0%
4	アリス保育園	6	26	58	90	4	29	66	99
						66.7%	111.5%	113.8%	110.0%
5	つくし保育園	6	18	36	60	5	23	25	53
						83.3%	127.8%	69.4%	88.3%
小計2		28	130	247	405	18	137	265	420
						64.3%	105.4%	107.3%	103.7%
合計		28	249	518	795	18	248	536	802
						64.3%	99.6%	103.5%	100.9%
待機						0	0	0	0

このような状況及び「図表3 - 4」で示した今後10年間における入所見込み、さらには、認可保育所における家庭内保育室の受け皿確保等から、当市における認可保育所総定員数は850人程度の規模は必要になるものと考えますが、当面は、新たな子育て支援計画(H17～H21)の目標事業量となっている定員825人を目指します。

各保育所の具体的な定員規模については、保育単価による通常定員の目安が、最少60人から、90人、120人、150人、150人以上となっており、このうち、経費面からは定員90人規模の効率が比較的高いといわれています。

また、存続する2カ所の市立保育所は、運営の効率化を図るためにも同一規模が望ましいこと、さらに、現在行っている定員超え入所の経験から、保育所の一体的な運営等を確保するため、定員上限は150人を超えない規模と判断しており、これらを踏まえ、市立及び新設の民間保育所における定員規模について検討した結果、次のような定員設定が妥当と考えます。

< A : H17 年度現在の保育所定員規模 >

民間定員	5 力所	90 人	+	90 人	+	90 人	+	75 人	+	60 人	=	405 人	
市立定員	4 力所	120 人	+	120 人	+	90 人	+	60 人					= 390 人
											合計 9 力所	795 人	

< B : 市立建て替えによる当面の保育所定員規模 >

民間定員	既設 5 力所	90 人	+	90 人	+	90 人	+	75 人	+	60 人			= 405 人
市立定員	2 力所	120 人	+	120 人	+	120 人	+	60 人					= 420 人
											合計 9 力所	825 人	

< C : 民営化後の保育所定員規模 >

民間定員	既設 5 力所	90 人	+	90 人	+	90 人	+	75 人	+	60 人			= 405 人
	新設 2 力所	90 人	+	90 人	+	(民間枠の中で 30 人)							= 615 人
市立定員	2 力所	120 人	+	120 人									= 240 人
											合計 9 力所	855 人	

これにより、乳児保育、障害児保育、地域子育て支援など、市立保育所に求められる多様な保育ニーズに対する定員 120 人規模の受け皿を確保し、さらには、民間の効率的な定員規模の確保、当市の新たな子育て支援計画(H17～H21)で掲げた認可保育所総定員 825 人の計画期間内での達成、そして最終的には、今後 10 年における必要規模と想定した総定員数 850 人程度の規模に拡充することができます。

なお、拡充後の総定員であっても定員率としては全道的にまだ低い状況ですが、H26 年度の就学前人口予想値 5,193 人に対する割合で見ると、825 人の場合、H15 年 4 月時点における「12.3%」から「15.9%」となり、855 人では、「16.5%」に上昇することとなります。

イ 現況からの考察 - 場所 -

認可保育所の整備にあたっては、入所児童や待機数、市の計画上の位置づけ及び立地条件等が重要となりますが、当市の場合、入所児童や待機数については、これまで述べてきたとおり将来的ニーズも含め施設整備を急がねばならない状況にあること、また、計画への位置づけについては、既に公表されている民営化方針をはじめ、新たな子育て支援計画の中において、9 力所の保育所と総定員 825 人、さらには、保育所及び地域子育て支援センター等の機能を有する（仮称）子育て総合支援センターの整備を掲げているところです。

場所選定のための立地条件については、地域の就学前人口が大きな要件となるため、方法として、便宜的にJR千歳線を境に駅南側を鉄南地区、駅北側を鉄北地区、さらに、泉沢向陽台の向陽台地区に市内を3分割し、それぞれの地域の就学前人口と保育所に関する現況を検証します。

まずはじめに、これら3地区における就学前人口の状況についてですが、H16年度の鉄南地区1,999人に対し、鉄北地区は3,334人と約1.7倍であり、また、向陽台地区は537人になっています。

3地区の人口推移については、向陽台地区の確実な減少傾向と、全体の就学前人口にも減少傾向がみられるところです。(図表4-5)

(図表4-5) 3地区の就学前人口の推移

	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H26推計
鉄南地区	1,985	2,014	1,979	1,999	
鉄北地区	3,380	3,340	3,393	3,334	
向陽台地区	681	615	599	537	
計	6,046	5,969	5,971	5,870	5,193

この3地区における現在の保育所立地は、次のとおりです。

鉄南地区：市立の3カ所が集積し、民間1カ所と合わせ計4カ所の立地。定員は390人(定員比率19.5%)。

鉄北地区：市立1カ所と、H17年4月に開設した保育園を含め、民間3カ所の計4カ所が立地。定員は330人(定員比率9.9%)。

向陽台地区：民間1カ所の立地。定員は75人(定員比率14.0%)。

市全体では9カ所の立地、定員は795人(定員比率13.5%)となっています。

このことから、特に、鉄南地区と鉄北地区については、就学前人口比の大きい鉄北地区の方が鉄南地区に比べ保育所定員が少ないという、著しくバランスの欠いた状況になっています。(図表4-6)

(図表4-6) 3地区ごとの認可保育所定員等

	1 市立		2 民間		合計		H16就学前人口	対H16定員率	参考資料: 幼稚園		
	設置数	定員数	設置数	定員数	設置数	定員数			設置数	定員数	H16定員率
鉄南地区	3	300	1	90	4	390	1,999	19.5%	3	520	26.0%
鉄北地区	1	90	3	240	4	330	3,334	9.9%	6	1,490	44.7%
向陽台地区	0	0	1	75	1	75	537	14.0%	1	210	39.1%
計	4	390	5	405	9	795	5,870	13.5%	10	2,220	37.8%

幼稚園の参考数値のうち定員率は、現況3歳以上の預かりだが0~5歳人口で除してる

このような状況を踏まえ、また、市立としての役割や保育所立地の地域バランスを考慮し、前出の「定員規模」をあてはめた場合、市立保育所は、鉄南地区の2カ所を廃止して、鉄南、鉄北それぞれ1カ所を存続させること、

また、廃止の受け皿となる民間保育所は、鉄南、鉄北地区のそれぞれに各 1 力所整備することが妥当な配置になるものと考えます。（図表 4 - 7）

（図表 4 - 7）市立 2 力所、民間 7 力所、総定員 855 人

	1 市立(改築)		2 民間(既設)		3 民間(新設)		民間枠 定員数	合計		対H16 定員率	対H26 定員率
	設置数	定員数	設置数	定員数	設置数	定員数		設置数	定員数		
鉄南地区	1	120	1	90	1	90		3	300	15.0%	
鉄北地区	1	120	3	240	1	90	30	5	480	14.4%	
向陽台地区	0	0	1	75	0	0		1	75	14.0%	
計	2	240	5	405	2	180	30	9	855	14.6%	16.5%

これにより、保育所定員率の地域的な偏りが大幅に改善されることなどから、結果的に居住地に近い保育所という保護者ニーズの高い要望にも応えられ、通所等の利便性が増すものと考えます。

#### ウ 現況からの考察 - 用地 -

認可保育所の整備には、用地確保も重要な要件となります。

特に、今回の施設整備及び民営化にあたっては、事業を継続しながら新たな受け皿づくりをしなければなりません。当市の市立保育所の場合、建物の老朽化に加え、敷地面積が狭く建て替えスペースがほとんどないことから、早急な施設の建て替えとともに土地の別途確保が必要となるため、現状のままの民間譲渡は極めて難しい状況にあります。

また、保育所用地は、これまで、民設民営の場合であっても市が確保し貸与してきており、従前の例にならば、存続する市立の 2 力所分とともに民営化により新設する民間 2 力所分の計 4 力所に対応する用地が必要です。

用地の広さについては、特に、市立保育所の場合、想定する 120 人の定員規模、乳児保育の実施、地域への子育て支援事業の拡充、駐車スペースの確保等を考慮し、少なくとも 1 力所 3,000 ~ 3,500 m<sup>2</sup> は必要と考えます。

（図表 4 - 8）

（図表 4 - 8）認可保育所における敷地等の状況

16 年 4 月 1 日現在

	定員	敷地面積(m <sup>2</sup> )	建物延床面積(m <sup>2</sup> )	保育室数
市立計	390	8,559.7	2,270.6	24
民間計	345	12,297.5	2,855.4	21
合計	735	20,857.2	5,126.0	45
市立平均	97.5	2,139.9	567.7	6
民間平均	86.3	3,074.4	713.9	5.3
合計(平均)	91.9	2,607.2	640.8	5.6

つくし保育園は、幼稚園との共用が含まれるため除外し、H16 年度における市立 4、民間 4 の計 8 力所で比較。

用地確保については、新規購入が難しい状況から、市が現在所有する未利用地の活用を中心に用地候補の検討をします。

(1) 鉄北地区の市立保育所

この地区では、未広保育所(定員90人)が唯一の市立となるため、存続させる市立保育所は、未広保育所の建て替えという形態で整備を進めます。

また、新たな子育て支援計画において、保育所、地域子育て支援センター、児童館、学童クラブ等の機能を有する複合施設として、(仮称)子育て総合支援センターの整備を掲げ、市の重点施策でも当該施設の花園地区への建設が位置づけられているところであり、このことから、未広保育所の建て替えは、当該複合施設の中の保育所機能として整備することになります。

この保育所の定員が120人規模となり、また、児童館としては、最優先地区となっている未広小及び高台小の2校区を視野に通常規模を拡大したものと想定しています。

花園地区の建設予定地は、現在の未広保育所に近接する市住跡地であり、これまで、コミュニティセンターと児童館の建設計画地となっています。

(図表4-9)

(図4-9) 未広保育所等位置図



この用地の面積は 5,704 m<sup>2</sup>あることから、この中で、コミュニティセンター、児童館及び保育所等の3施設の整備を考えるものですが、但し、駐車場

の一部については、他に用地確保が必要になるものと考えます。

この地区の児童館については、末広小及び高台小2校の受け皿となる学童クラブ併設型となり、学童クラブの対象児童及び地域の就学前児童人口等からも、既存の児童館を上回る建築面積や用地を確保しなければなりません。

また、既存児童館の面積を超え500㎡以上となる場合には、木造ではなくRC構造の建物が必要となります。

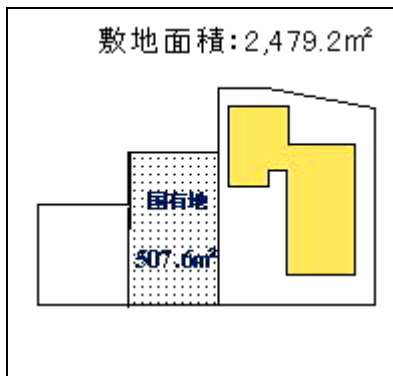
このようなことから、もともとRC構造である保育所と合築し、2階建ての新たな機能を有する複合施設を建設することで、経費節減、土地・建物の有効活用、異世代交流や地域支援の促進など、現況における財政健全化や子育て支援等を推進する一層の効果が期待できるものと考えます。

なお、複合施設が開設すれば、現在の末広保育所は廃止となります。

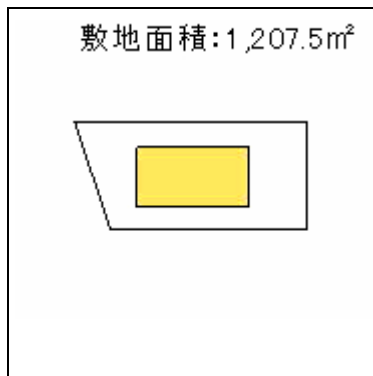
## (2) 鉄南地区の市立保育所

この地区の市立保育所は、千歳保育所(定員120)、真々地保育所(定員60)、北栄保育所(定員120)の3カ所ですが、真々地及び北栄保育所については、現状の敷地内に建て替えスペースの確保は難しく、また、千歳保育所については、敷地面積2,479.2㎡のうち、507.6㎡が国有地であり、所庭の一部として借り受けているという状況にあります。(図表4-10)

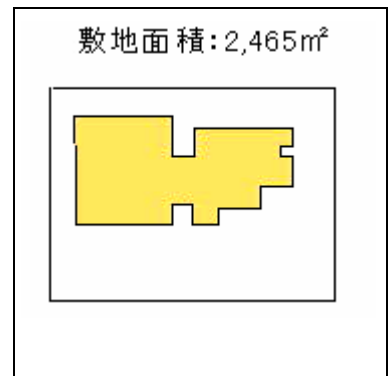
(図表4-10) 千歳保育所



真々地保育所



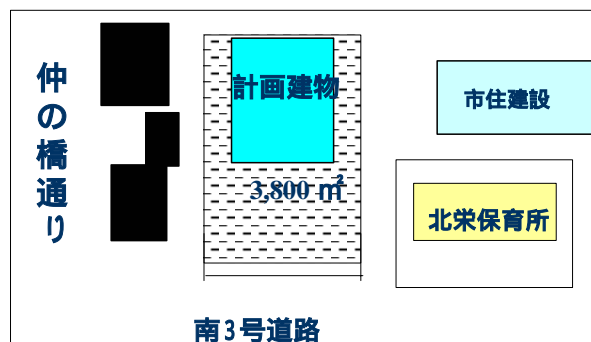
北栄保育所



このうち、北栄保育所については、現在、新富2丁目の市営住宅「北栄C団地」において建て替え計画(H17~H20)が進められており、この計画の中で、保育所隣地に約3,800㎡の用地がH19年度中に確保される見込みです。

このため、当該用地を鉄南地区の市立保育所建て替え候補地とすることが妥当と考えます。

(図表4-11)  
北栄保育所等位置図



よって、鉄南地区の市立建て替え整備は「北栄保育所」と決定し、また、民設民営の保育所整備により廃止となる２カ所の市立保育所は、「千歳保育所」及び「真々地保育所」として計画を進めます。

### (3) 鉄南地区の民間保育所

保育所整備に利用可能なこの地区の未利用市有地はほとんどありません。

このため、最も現実的な候補地として、現況の千歳保育所用地を考えた場合、借用している国有地(507.6 m<sup>2</sup>)について購入等の条件が出される可能性はありますが、他の場所での用地購入より経費節減でき、また、定員90人規模の保育所用地として一定程度確保できることから、ここを候補地として進めます。

なお、本年4月に開設した学校法人立保育所の例や、今後における幼保一元化等に伴う規制緩和の進展など、用地を含めた既存の民間施設活用も視野に入れながら進めていきます。

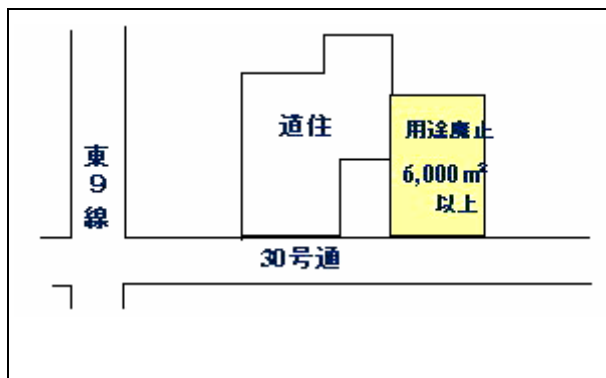
### (4) 鉄北地区の民間保育所

未利用市有地の候補地はほとんどない状況ですが、現在、建て替え計画が進められている市営住宅跡地が考えられます。

この場合について、「千歳市公営住宅ストック総合活用計画(H17.3)」で示されている「ストック活用プログラム」により考察すると、跡地が用途廃止される市住団地の中では、富丘団地が適地であると考えます。

(図表4-12)

(図表4-12) 富丘団地



富丘団地は、H22年度の用途廃止で、面積は6,000 m<sup>2</sup>を超えていることから、1/2程度の活用でも十分な広さがあります。

また、既存の市立や民間保育所から約1.5 kmほど離れたほぼ中間に位置し、施設配置のバランスとしても比較的妥当な場所と考えます。

このようなことから、市住跡地を活用する場合、用途廃止後の富丘団地を候補地とし、さらに、鉄南地区と同様に民間既存施設等の活用も選択肢に入れ進めていきます。

この整備により、真々地保育所用地は用途廃止が可能となります。

なお、「民間既存施設等活用」については、本年４月、学校法人が既存の幼稚園を一部活用して保育所を開設し、市としては、社会福祉法人立ではない初めての学校法人立保育所となりましたが、株式会社や個人立とは異なり、幼稚園運営の実績及び事業運営の安定性、継続性等の面から確実性が高いこと、さらには、用地及び施設建設費が法人負担であったことなど、種々の視点から判断し開設を支援しました。

このような経過や市の財政状況等を踏まえたとき、これからの民間保育所整備については、土地の確保を含め相当の法人負担が伴うことも見込まれますが、今後さらに、設置要件等を精査し、市内外の社会福祉法人及び学校法人等の公募を図って整備を進めます。

以上の考えを基本に４カ所の整備を進めます。

**エ 現況からの考察 - 時期 -**

市立保育所の改築や一部民営化に際しては、相当の経費がかかります。

また、保育所を廃止するときは、同時に、同規模程度のあらたな保育所を整備し入所児童や職員等の受け皿確保を行うなど、事業の円滑な移行が必要となります。

このような観点と先に述べた市営住宅建て替え計画との整合性、民営化の時期を重複させないこと、一定程度の経費を要する市立の整備時期を連続させないこと、さらには、現在進めている財政健全化の計画期間という制約を除き、早期着手という視点で整備を目指した場合、次の整備案となります。

(図表４ - 13)

(図表４ - 13) 市有土地利用を前提とした整備時期と規模

地区	施設名	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
鉄南地区	北栄	120	120	120	120	120	120	120
						(建替)		
	民・新			(整備)	90	90	90	90
	北斗	90	90	90	90	90	90	90
	千歳	120	120	120	廃止			
	真々地	60	60	60	60	60	60	廃止
	小計	390	390	390	360	360	360	300
鉄北地区	末広	90	90	90	120	120	120	120
				(建替)				
	民・新						(整備)	90
	つくし	60	60	60	60	60	60	60
	住吉	90	90	90	90	90	90	90
	アリス	90	90	90	90	90	90	90
	民間枠				30	30	30	30
	小計	330	330	330	390	390	390	480
向陽台	75	75	75	75	75	75	75	
合計		795	795	795	825	825	825	855

#### **市立保育所の建て替え時期 - 末広保育所 -**

市立保育所の整備は、複合施設の（仮称）子育て総合支援センターとして重点施策にも位置づけられている末広保育所の建て替えを優先に進めます。

財源を効率的に確保するためには、補助制度の活用が重要であり、また、保育所など児童福祉施設への助成については、H17年度から、市町村の策定する整備計画に基づく交付金制度が創設されています。

このため、当該制度の活用を図る考えですが、新たな制度のため現状において予測できないことも多く、また、既存の市立保育所は、施設・設備等に何れも防衛補助を受けており、建て替えによる廃止に際し補助金返還等の調整が生じます。

これらを踏まえながら、まずは、複合施設の整備について、H19年度建設、H20年度開所を目指し進めます。

#### **市立保育所の建て替え時期 - 北栄保育所 -**

北栄保育所の建て替え整備については、前述の方針どおり経費や手続き期間等に配慮し、整備時期を連続させないよう末広保育所の整備から1年の間隔を空け、H21年度建設、H22年度開所を目指し進めます。

#### **千歳保育所の廃止と民間保育所の整備時期**

千歳保育所の廃止は、受け皿となる民間保育所の整備が前提となります。このため、まずは、民間保育所の整備を進めることとなりますが、国有地部分の課題整理や、保護者理解への対応、設置主体の公募、施設整備の準備など、整備要件を整える期間等を勘案し、H19年度建設、H20年度開所を目指します。

これにより、千歳保育所の廃止はH20年度の予定となります。

なお、同じH20年度に鉄北地区の民間枠として定員を30人拡大しているのは、千歳保育所定員120人の受け皿の一部としてであり、このことについては、別に民間法人との調整を要します。

#### **真々地保育所の廃止と民間保育所の整備時期**

真々地保育所の廃止についても、受け皿となる民間保育所の整備が前提となりますが、保育所整備の候補用地を富丘団地の市住跡地とした場合、現在の市住計画では、早い時期でH22年度の用途廃止のため、H22年度建設、H23年度開所が最も早い対応となり、現段階ではこの年度の整備を目指します。

これにより、真々地保育所の廃止はH23年度の予定となります。

なお、H23年度の時点では、総定員数855人となり、今後、10年間の入所ニーズ等から必要定員数として割り出した850人程度を達成します。

これら ~ の対応が市有地を活用した場合の計画となります。

次に、民間設置者が、市の希望する場所や時期に、用地を含めて対応できた場合について考察します。

この場合、民間設置者の負担は、より大きいものとなりますが、本年度、学校法人により開設された事例等もあり、可能性としては考えられ、市としての財政上のメリットは大きくなります。  
(図表4-14)

(図表4-14) 民間施設等の活用を前提とした整備時期と規模

地区	施設名	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
鉄南地区	北 栄	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
						( 建 替 )	
	民・新				( 整 備 )	9 0	9 0
	北 斗	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0
	千 歳	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	廃 止	
	真々地	6 0	6 0	6 0	廃 止		
	小 計	3 9 0	3 9 0	3 9 0	3 3 0	3 0 0	3 0 0
鉄北地区	末 広	9 0	9 0	9 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
				( 建 替 )			
	民・新			( 整 備 )	9 0	9 0	9 0
	つ く し	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
	住 吉	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0
	ア リ ス	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	9 0
	民間 枠					3 0	3 0
	小 計	3 3 0	3 3 0	3 3 0	4 5 0	4 8 0	4 8 0
向	向 陽 台	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5
	合 計	7 9 5	7 9 5	7 9 5	8 5 5	8 5 5	8 5 5

民間設置者が自ら用地確保を行った場合でも、市立保育所の建て替え整備時期については、基本的に影響を受けません。

「図表4-13」との比較で最も異なる点は、廃止する市立保育所の時期が早まること、今後の必要定員数850人程度を早期に達成できること、計画の最終年度が1年短縮されることがあげられます。

また、廃止保育所の順序も変わります。

「図表4-13」では、用地確保の時期から千歳保育所が先に廃止となりますが、市が用地を確保する制約がなければ、真々地保育所の廃止を先に行うことが適当と考えます。

これは、定員規模が小さいため児童や保護者等への影響が千歳保育所より少なく、また、総体の定員拡大も早く達成できることなどが理由です。

但し、保護者理解への対応や開設準備の期間等から順調に推移しても、真々地保育所H20年度、千歳保育所H21年度の廃止が妥当な時期と考えます。

以上のとおり、市立保育所の整備及び民営化の時期は、民間保育所用地の確保について、市有地を活用する場合と民間設置者自らが用地確保を行う場合の両方を想定しながら進めます。

オ 現況からの考察 - 経費 -

(1) 保育所運営経費

保育所の運営経費は、保護者が負担する保育料と国、道、市の負担金等で賅われています。

児童1人を保育するのに必要な人件費等を含めた保育単価は、国の定める基準により決められていますが、市が独自に負担する経費（超過負担分）も多く、平成15年度決算における運営経費の市負担では、約3億2,500万円で、全体の38.6%となっています。（図表4-15）

(図表4-15)

平成15年度 認可保育所経費内訳（一時保育等含む）

	定員 (人)	年間延 入所数 (人)	ア 総経費 (千円)	一人当 経費 (千円)	イ 人件費 (千円)	イ/ア 割合	ウ 国、道 負担金等 (千円)	エ 保護 者負担 (千円)	オ:ア-(ウ+ エ)市負担 (千円)
A 市立(4)	390	5,104	477,828	94	414,902	(86.8%)			
B 民間(4)	345	4,561	364,134	80	252,078	(69.2%)			
B/A割合	88.5%	89.4%	76.2%	85.1%	60.8%	(79.7%)			
C 計(A+B)	735	9,665	841,962	av: 87	666,980	av: (78%)	328,034	188,770	325,158
対(C)割合							39.0%	22.4%	38.6%

1 広域入所を除く。

2 保護者負担には、滞繰及び延長分を含む。（平成15年度決算書から）

これは、国の算定する保育経費（主に人件費）が、実際に要している実態に比べ低く設定されていることが大きな要因であり、このため、実態に見合った財政措置を講じることについて、全国市長会を通じ公立保育所運営費の税源委譲における所要額確保とともに要望しているところです。

また、市立保育所と民間保育所の運営費については、入所児童数や年齢構成、特別保育事業の内容、障害児の受け入れ状況等により算出経費が異なるため単純比較はできないが、経費の大部分を占める人件費が市立と民間の最も大きな差となっており、この要因としては、職員配置や年齢構成、給与体系、就労体制等の差によるものと考えられます。

市立保育所では、調理業務の外部委託を広げるなど、経費効率を高める努力をしているが、限られた予算の中で多様化する保育ニーズに応えていくためには、民営化計画の推進が重要となります。

(2) 保育所整備経費

これまで、民間による認可保育所の施設・設備整備に対しては、市有地の無償貸与とともに、千歳市社会福祉施設整備費補助要綱（以下「市補助要綱」という。）に基づき補助を行っています。

市補助要綱では、補助対象者を社会福祉法人に限定し、対象となる事業は、

国庫及び北海道補助金並びにこれらに準ずる公的機関からの補助又は助成を受けて実施する事業と規定しています。

国の社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費国庫負担（補助）金交付要綱における保育所（児童福祉施設）については、社会福祉法人以外に、日本赤十字社若しくは公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）も補助対象者となっており、このため、市補助要綱についても、公益法人等を補助対象者とする改正案の検討を進めていました。

しかしながら、平成17年度から、児童福祉施設や高齢者施設にかかる国の補助制度が、次世代育成支援対策交付金、地域介護・福祉空間整備交付金等に置きかわったこともあり現時点では改正に至っておりません。

「図表4-16」は、道内各市において整備された保育所の整備費等について比較したものです。

これまでの本市のように、設置者負担分をほとんど市が補助している場合もありますが、市補助額を超えた設置者の負担や市補助がないケースもあります。

今後においては、市財政が逼迫し財政健全化を進める中で施設整備の財源確保が難しくなることや、適当な未利用市有地がないこと、補助制度の交付金化などにより従来の整備方式が一層困難となることから、既存資源の活用を含む民間活力の積極的な導入が求められます。

(図表4-16)

市名	千歳市	A市	B市	C市	D市	E市	F市
設置主体	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	社会福祉法人	公設	社会福祉法人
定員	90人	90人	90人	60人	60人	90人	60人
敷地面積(m <sup>2</sup> )	3,340.02	3,000.83	2,548.36	3,856.00	2,000.00	3,232.07	1,633.24
建築面積(m <sup>2</sup> )	856.65	493.34	791.00	716.00	545.00	1,081.75	518.12
延床面積(m <sup>2</sup> )	830.00	844.43	791.00	603.00	470.00	1,022.25	498.68
保育園	730.40	701.21	710.10	514.00	470.00	889.25	498.68
支援センター	99.60	87.12	80.90	89.00		133.00	
建物構造	鉄筋・平屋建	鉄筋・2階建	鉄筋・平屋建	鉄骨・平屋建	鉄骨・平屋建	鉄筋・平屋建	鉄筋・平屋建
開設年	平成11年	平成15年	平成15年	平成12年	平成15年	平成12年	平成12年
<b>経費計</b>	<b>227,883,545</b>	<b>183,889,720</b>	<b>189,135,103</b>	<b>143,115,000</b>	<b>48,405,000</b>	<b>302,274,205</b>	<b>126,354,000</b>
<b>財源計</b>	<b>227,883,545</b>	<b>183,889,720</b>	<b>189,135,103</b>	<b>143,115,000</b>	<b>48,405,000</b>	<b>302,274,205</b>	<b>126,354,000</b>
ア 国庫補助	68,678,000	71,422,000	71,579,000	51,582,000	0	73,826,000	40,364,000
イ 道補助	34,341,000	35,713,000	35,792,000	25,792,000	0	36,911,000	20,182,000
ウ 市補助	0	35,710,000	15,038,000	27,954,000	0	0	0
エ 設置者負担	124,864,545	41,044,720	66,726,103	37,787,000	48,405,000	191,537,205	65,808,000
<b>設置者負担内訳1</b>	<b>124,864,545</b>	<b>41,044,720</b>	<b>66,726,103</b>	<b>37,787,000</b>	<b>48,405,000</b>	<b>0</b>	<b>65,808,000</b>
法人一般財源	864,545	13,444,720	2,396,103	14,787,000	23,405,000	一般財源 42977205	8,000
医療事業団借入	63,600,000	27,600,000	48,300,000	23,000,000	0	地方債 148560000	42,900,000
道新社会福祉基金借入	20,000,000					0	20,000,000
民間金融機関借入	40,400,000		16,030,000		25,000,000		2,900,000
<b>設置者負担内訳2</b>	<b>124,864,545</b>	<b>41,044,720</b>	<b>66,726,103</b>	<b>37,787,000</b>	<b>48,405,000</b>	<b>0</b>	<b>65,808,000</b>
借入金の市助成	114,000,000	0	64,330,000	0	0	0	65,800,000
設置者負担額	10,864,545	41,044,720	2,396,103	37,787,000	48,405,000	0	8,000

**カ 現況からの考察 - 体制 -**

市立保育所の整備及び民営化にあたっては、特に、保育士職を中心とする職員体制の検討も重要となります。

保育士の配置については、国の基準があり、これを下回らないよう配置しています。

「表 1」は、その基準です。

表 1: 保育士配置基準等

<p>国の基準に基づく保育士 1 人に対する児童数          0 歳: 3 人、1 歳: 6 人、2 歳: 6 人、3 歳: 2.0 人、4 歳: 3.0 人、5 歳: 3.0 人          その他、国の運営費交付基準          所長及び主任配置の加算、定員 90 人以下の保育所は保育士 1 名の配置加算</p>
---

これらの配置基準に基づき、市立の北栄保育所を例として、本年 7 月 1 日現在の入所児童数や職員配置等を表したものが「表 2」です。

表 2: 北栄保育所の保育士配置状況等

北栄保育所（定員 120）＜通常体制＞ 正職 17 : 臨職 5 7/1 欠員 1、育休 1

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	障	計	フリー	一時	所長等	計	9時間 換算	職員配置		
定員	13	23	25	29	30	(6)	120		15				正職	臨職	非2
保育士1	2.2	3.8	1.3	1.0	1.0	2.0		3.0	2.0	2.0	18.3	22.0			
入所数	22	16	29	28	26	(5)	121		-						
保育士2	3.7	2.7	1.5	0.9	0.9	1.7		3.0	2.0	2.0	18.3	22.0	15	7	4

保育士 1 は定員、保育士 2 は入所数にそれぞれ対応する保育士数

この表では、先ず、項目として、入所の「年齢」、「定員」、そして、「保育士 1」として定員に対する基準の保育士数、次に、7 月 1 日現在の「入所数」と、「保育士 2」として入所数に対する保育士数を記載しています。

定員と入所数の関係では、1 歳は定員を超え、2 歳は下回っていますが、1・2 歳をあわせた枠で見れば、ほぼ定員に近い入所数となります。

3 歳及び 4・5 歳についても同様の状況であり、全体では定員を 1 名超えた 121 名が入所しています。

障害児対応の保育士数では、1 対 1 の対応を要する重度の児童も受け入れ

ていますが、市基準としての保育士1：児童3の係数で算出しています。

また、保育所は土曜日も開所しているため、一定程度の職員に対し土曜休暇を平日に振り替えることや、クラス補助、有休等の対応のため、フリー保育士として、定員120人規模には3人配置しています。

一時保育は、受け入れする年齢構成は毎日変わりますが、定員15人に対し、保育士2人を配置しています。

これらの数値に、各施設へ配置している所長と主任を加えたのが保育士数の「計」であり、18.3人となっています。

一方、職員の通常勤務時間は1日7時間30分であり、仮に2倍の15時間保育をする場合には、単純計算で保育士も2倍の36.6人(=18.3×2)となりますが、当市の保育時間は延長保育の1時間を加えても12時間保育であり、また、延長保育も全ての児童が利用する訳ではありません。

このため、7時から19時までの12時間保育のうち、多くの児童が在所する8時から17時までの9時間について、先に求めた保育士数計を基に換算したのが9時間換算であり、この数値が北栄保育所では22.0人となります。

ただ、現状では、さらに3時間上回る12時間保育を行っていることなどから、現在は、正職15人、臨職7人の計22人と、非常勤2種(週20時間勤務)4人による弾力的な勤務体制で運営しています。

もともと児童年齢別等の保育士数は小数を含むことから、保育現場においては総体職員の中で弾力的対応を行っており、数値については、職員配置の一つの目安として考えています。

なお、他の市立保育所における通常体制の正職数は、北栄保育所と同様に保育士数の計から2を減じた数値と概ね一致する傾向がでています。

これらを踏まえ、存続する市立保育所を整備した場合の新たな体制について考察したのが、次の「表3」となります。

表3: 存続する市立2カ所の保育士体制(案)

子育て総合支援センターの保育士配置案：H20.4.1開所予定

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	障	計	フリー	一時	所長等	計	9時間換算	職員配置		
定員	8	16	20	24	25	27	(12)	120		12					正職	臨職
保育士	2.7	2.7	3.3	1.2	0.8	0.9	4.0		3.0	2.0	3.0	23.6	28.3	22	9	4

「所長等」の欄は、所長、主任のほか地域支援の職員1名を算定。

新・北栄保育所の保育士配置案：H22.4.1開所予定

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	障	計	フリー	一時	所長等	計	9時間換算	職員配置		
定員	8	16	20	24	25	27	(9)	120		12					正職	臨職
保育士	2.7	2.7	3.3	1.2	0.8	0.9	3.0		3.0	2.0	2.0	21.6	25.9	20	7	4

障害児対応職員は、現状の障害児枠に対する職員配置割合 1：3で算出。

先ず、子育て総合支援センターの保育所機能(定員120)については、未広保育所(定員90)の移転増築となり、30名の定員増のほか乳児保育

及び一時保育の導入、地域支援の設置、障害児保育の拡充など、各種保育ニーズに対応する受け皿を正職と臨職によるこれまでの職員配置を踏まえて保育士数を算出しています。

また、新・北栄保育所の配置数についても、乳児保育の導入及び障害児保育の拡充を想定した数値となっていますが、両保育所における障害児対応の保育士数は、定員基準としての保育士1：児童3の係数で算出しています。

なお、表3においても、正職数は、保育士数の計から2を減じた数値と概ね一致しています。

別添「資料1」は、民営化に伴う民間保育所の用地を市有地とした場合のパターンに基づく整備計画年度で想定し、最終年度の平成23年度まで保育士の新規採用を行わず、表3の職員体制をあてはめた場合の職員配置案となっています。

平成23年度において市立保育所は2カ所となり、また、保育士職の平成16年度から平成22年度までの退職者累計は、定年3人、希望等13人の計16人のため正職数は45人であり、このうち保育所は39人となります。

このため、欠員が3名生じることとなり、欠員分についても臨時職員対応となりますが、もともと臨時の保育士職については、1年間勤務後に最低2か月間離職することになるため、保育運営及び職場管理上の制約が多く、今後に向け、雇用期間の改善や非常勤1種職員への一部転換等の検討を要するものと考えます。

何れにしても、民営化等に伴う保育士職の配置については、存続する保育所を中心に専門職としての技量が生かせる職員配置を行っていきます。

#### 【4 - 6】市立認可外保育所（へき地保育所）

市立認可外保育所は、地域における保育対策の推進等を目的に、現在、6カ所設置しており、地域居住者や地域に就労の場がある住民等の児童を対象に4月から12月の9カ月間開所しています。

しかしながら、各保育所においては、近年、入所児童の減少により、子ども同士の関わり合いが少なくなることや、保育所行事等への制約、また、一人当たり保育コストの増大等が課題となっています。

一方、保護者からは、通年開所の要望もあるところですが、これらを踏まえ、今後における地域の就学前児童数や主に地理的な特性等を勘案し、当面、支笏湖及び東千歳、中央を除く3保育所については、保育所の統合や認可保育所の受け皿拡大となる分園としての可能性等を検討していきます。

なお、平成17年度では、長都保育所が休所しています。（図表4 - 17）

(図表4 - 17)

へき地保育所における施設等の状況 (H16.4.1 現在)

	名称	開設	施設 の 概 況					定員 (人)	入所数(人)		
			増・改 築	経過 年数	建物構 造	敷地面積 (㎡)	建物延床 面積(㎡)		H16 年4月	H15年 4月	H14年 4月
1	支笏湖保育所	S33.9	S61改	18	鉄筋・2階建	市民センター内	183.0	30	11	11	8
2	東千歳保育所	S55.4	H 2改	14	木造・平屋		1,902.3	50	14	21	22
3	中央保育所	S56.4	H 7改	9	木造・平屋		3,931.6	30	18	20	24
4	駒里保育所	S56.4	H 7改	9	鉄骨・平屋		2,150.0	30	7	4	-
5	長都保育所	S57.4	S63改	16	木造・平屋		1,223.8	50	6	7	6
6	蘭越保育所	S58.4	H13改	3	木造・平屋		1,469.6	30	8	6	8
合 計								220	64	69	68

## 【4 - 7】市立保育所の民営化による効果

市立保育所の一部民営化と一部存続は、民営化検討結果報告書にあるとおり、市民にわかりやすい保育の標準化や質の確保とともに、経費効率を高めることで新たな保育ニーズに対応する多様なサービスの提供等による子育て環境の拡充を目指しています。

この一環として、まずは保育所受入れ枠の拡大により、待機児童の解消に努めます。

民営化の受け皿となる保育所においては、市立と同様に延長保育、障害児保育を実施するとともに、新たに乳児保育を行うなど特別保育事業の推進を図ります。また、存続する市立保育所については、民営化時に生じる人材を必要に応じて活用し、障害児保育や地域支援事業の拡充、地域全体の子どもの保育を見守るといった視点に立ったコーディネート機能の構築とともに、建て替えにより施設要件を整え乳児保育を実施するなど、子育て支援の一層の充実を図ります。

## 【4 - 8】市立保育所の民営化方法

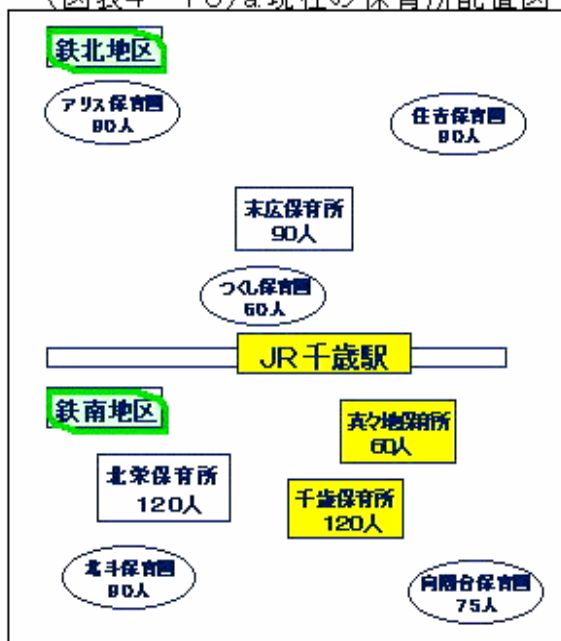
## ア 民営化を行う保育所の選定

現在、市立保育所は、鉄北地区に1カ所、鉄南地区に3カ所配置されていますが、このうち、市立保育所が複数配置されている鉄南地区の千歳及び真々地保育所の2カ所について、民営化する(廃止し、受け皿は民間保育所とする)保育所として進めます。

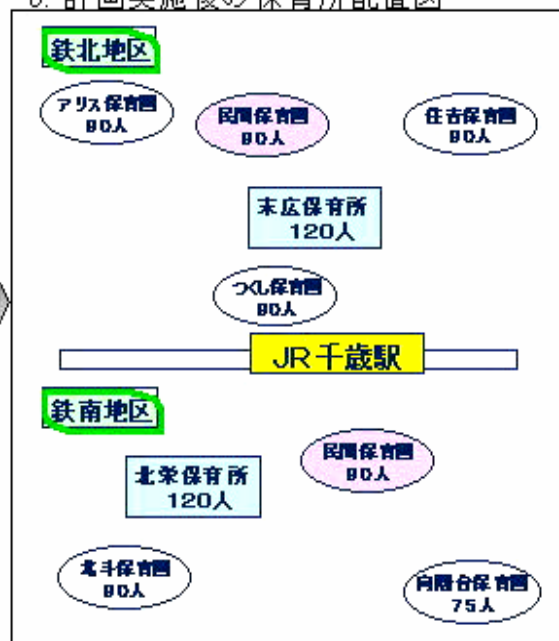
なお、当面存続することとなる末広及び北栄保育所の2カ所については、「【4 - 5】」の項で述べたとおり、地域に密着した地域子育て支援の拠点としての役割を担うなど、地域子育て支援機能の強化・集中化を図ります。

( 図表 4 - 1 8 )

( 図表 4 - 1 8 ) a. 現在の 保育所配置図



b. 計画実施後の 保育所配置図



## イ 民営化の手法

市内3地区のうち鉄北地区の保育ニーズが高く、現状においては、定員枠で地区バランスがとれていないことから、鉄南地区2カ所の市立保育所民営化に伴う民間保育所の整備に際しては、先に述べたとおり、鉄北及び鉄南地区にそれぞれ1カ所ずつの設置を計画します。(【4-5】、図表4-7)

また、市立保育所を民営化する場合には、新たな運営主体について広く市外の法人等も選考の対象とするなど範囲を広げるとともに、資産等の経済的基盤のほか、保育所運営上の内容を基準とした評価により優良な運営主体を選択することが必要となります。

さらに、民営化の大きな目的の一つである柔軟な運営のため、現在の民間保育所同様、施設管理を含め施設の改修及び維持管理に対しても法人等の自主性を尊重できるような配慮が必要です。

なお、本市における民営化の手法については、保育所の設置及び運営ともに民間で行う「民設民営」を基本に考えていますが、この場合でも、市として本市の保育事業に実施責任を有することは変わりありません。

保育所用地については、市有地を活用できる場合は、移管先法人等へ無償貸与を原則に考えますが、有償の貸与や譲渡の可能性もあります。

また、保育所建物については、必要な施設整備に伴う経費となり、従前と同様に国、市の交付金や補助制度等により助成することとなりますが、限られた財源の中では、市負担を如何に抑制するかが課題となるため、設置主体には相当の負担が見込まれるところです。

## ウ 民間運営主体の選定

### (1) 運営主体の考え方

平成12年3月の児童福祉法改正により、これまで、原則、地方公共団体及び社会福祉法人に限られていた保育所の運営主体は、学校法人、NPO、企業等の団体や個人でも認可の対象となりました。

しかしながら、社会福祉法人及び民法第34条に基づき設立される公益法人(社団法人又は財団法人)以外の運営主体では、施設整備に関する補助等に制限があること、また、社会福祉法人以外は、規制緩和後の実施例が少なく保育所運営の実績評価が定まっていないなどの課題があります。

この中で学校法人については、社会福祉法人と同様に特別法で規定される公益法人であり、規制改革の流れの中で、就学前の教育・保育を一体として捉えた総合施設の検討が進められるなど、保育所と幼稚園の垣根が徐々に除かれてきています。

このような状況を踏まえたとき、当市における民営化の受け皿となる保育所の運営主体については、福祉の専門的な非営利の組織として多くの実績を有する社会福祉法人とともに、今後ますます保育所との連携が求められる幼稚園等の運営実績がある学校法人を対象とするのが妥当であると考えます。

なお、社会福祉法人及び学校法人以外の運営主体に対しては、新たな発想による保育サービスの実施、事業運営のノウハウ活用、運営経費節減などが期待されることから、前述の課題が改善された段階において、優良な認可外保育所を運営している個人、NPO、企業法人などについても保育所の運営主体の対象として改めて検討を行います。

### (2) 運営に関する条件

市立保育所の民営化は、保育サービスの向上を図ることが目的であり、保育所の運営主体となる法人は、各種保育サービスの拡充、保育環境の維持向上を図る体制を有することが重要です。

このため、少なくとも次のような応募の条件が必要となります。

職員配置など保育環境の維持向上が図られる体制が確保できること。  
多様な保育需要に対応するため、市指定の特別保育事業を実施すること。  
保護者の意向を尊重し、事業の継続性を保てること

なお、法人の条件、保育所開設の時期及び運営に関する条件等の詳細については別に定めることとします。

### (3) 選定時の評価

保育所の運営主体となるより良い法人を選定し、保育環境の向上を図るためには、保育内容、事業内容、法人運営の安定性など多方面からの評価が必要となります。

また、評価については、各分野の専門的判断が求められることから、専門的知識を有する者の意見を求め、適正、公平な選定を行うことが必要です。

評価に関する主な項目としては、保育方針、職員配置等の「保育内容に関すること」、また、特別保育、行事の実施内容等の「事業内容に関すること」、保育、福祉に対する法人の理念等の「運営主体に関すること」などがあげられますが、特に、認可保育所は、相当額の公的助成を受けて運営される以上、施設及び人的資源等においても市民共通の財産として地域に還元していくという意識が一層重要になるものと考えます。

これらを踏まえ、法人選定のための基準を設定するとともに、各分野の専門的知識を有する者で構成する選考組織を設置します。

## エ 円滑な民営化

民間保育所の開設の際には、児童が安心して入所できるよう、保育士等の職員が替わることによる児童への影響を少なくするため、事前に受け皿となる法人の職員が児童の状況を把握するとともに、児童と保護者、保育者が共通認識を持つことができる環境づくりが必要です。

このため、法人の職員が、市立保育所で保育業務に従事しながら業務の引き継ぎを行うことや、法人、保育所の保護者及び市との相互理解を深める協議の場を設けるなど、円滑な民営化に努めます。

## 5 計画の推進にむけて

本計画では、民営化の内容とともに、存続する市立保育所のあり方、施設整備、運営の見直し等について考察してきました。

その目指すところは、増大、多様化する保育ニーズへの対応と子育て支援策を推進する中核的な担い手として期待される認可保育所が、その役割を担いながら人的資源や財源等の一層の有効活用を図り、子どもの最善の利益を優先し、全ての保育所のサービス向上及び子育て支援事業を拡充することで、子どもたちが元気でいきいきと成長し、子どもを持ちたいと思う人が安心して生み育てられる環境づくりを進めることです。

このため、本計画は次のことに留意し推進します。

### 【5 - 1】市立保育所の民営化

市立保育所の民営化の目的は財源、人材の有効活用による保育環境の向上ですが、対象となる保育所の児童、保護者の不安感に配慮し、計画の早期公開や説明会等の開催により円滑な移行に努めます。

## 【 5 - 2 】市立保育所の活性化

地域子育て支援事業については、民間保育所とともに推進すべき事業も多く、市立保育所の特色や機能を活用する事業の具体化を図る中で、民間保育所における拡充についても検討を進めます。

市立保育所における特別保育への対応は、保育ニーズや利用者の利便性に配慮した運営はもちろんのこと、保育を実施する側の主体的な取組み、意識改革も重要な要素であり、その構築に努めます。

## 【 5 - 3 】情報提供体制の充実、第三者評価の導入

保育所は、保護者に選ばれる時代に入ってきており、保護者の知りたい情報が、容易に入手できるよう情報提供体制の充実が求められています。

このため、子育てに関する情報を一元的に提供する子育てガイドブックや子育てホームページ等を作成し情報提供の充実を進めます。

また、第三者評価は、これまでの自己評価とは異なり、サービスの質の向上に向けた組織的な取組みを促進させるとともに、保護者にとってもサービス内容を十分に把握でき、より良い保育サービスの選択を容易にします。

保育所と利用者における保育情報の共通理解は、保育所運営の基盤となる信頼性に大きく関わることから、情報の地域還元等による保育所の社会的役割や苦情解決の仕組みのあり方等も踏まえ、第三者評価の導入について検討します。